

自 平成 1 1 年 6 月 1 4 日

至 平成 1 1 年 6 月 1 8 日

平成 1 1 年 第 6 回

階上町議会定例会会議録

階 上 町 議 会

平成 1 1 年第 6 回階上町議会定例会会議録 (第1号)

招集年月日		平成11年6月14日							
招集の場所		階上町議会議場							
開閉会日時		開 会	平成11年6月14日 午前10時00分				議 長	荒 道 鶴 造	
及び宣告		散 会	平成11年6月14日 午前10時20分				議 長	荒 道 鶴 造	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠席議員 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 恵 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 蒿	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	10	大 前 典 男	○	11	桑 原 一 夫	○	12	木 村 勝 彦	○
	13	阿 部 敏 秋	○	14	浜 谷 豊 美	○	15	平 戸 茂 雄	○
	16	松 倉 正 美	○	17	田 端 清	○	18	荒 道 鶴 造	○
会 議 録 署 名 議 員		3 番		山 田 恵 治		4 番		土 橋 信 夫	
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長		高 橋 信 一		総務課長補佐		上 博 文	
		庶 務 係 長		田 中 昇					
地方自治法第 121条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長		正部家 佑 介		助 役		中 村 禮一郎	
		収 入 役		伊 藤 昭一郎		教 育 長		山 本 雅 教	
		総 務 課 長		浜 谷 政 己		企 画 課 長		浜 谷 義 勝	
		税 務 課 長		松 橋 隆 巳		保健福祉課長		鳩 文 男	
		農 林 課 長		高 階 繁 雄		建 設 課 長		中 村 豊 志	
		町 民 課 長		上 沢 寿 勝		水産商工課長		中 城 功	
		中央保育所長		桑 原 定 男		出 納 室 長		池 田 隆	
		教 育 次 長		三 上 孝 八		学 務 課 長		三 上 孝 八	
		社会教育課長		林 貢		体 育 課 長		小 澤 勝	
		給食センター所長		齊 藤 博 俊		農委事務局長		工 藤 靖 夫	
		診療所事務長							
		代表監査委員		下 野 岩 男					

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開会・議長
(荒道鶴造
君)

ただいまの出席議員数は１８人であります。
定足数に達しておりますので、これより平成１１年第６回階上町議会定
例会を開会いたします。

開議・議長
(荒道鶴造
君)

直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

会議録署名
議員の指名
(荒道鶴造
君)

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、議長において、
３番、山田恵治君、４番、土橋信夫君を指名いたします。

会期の決定
(荒道鶴造
君)

日程第２、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から６月１８日までの５日間といたしたいと思
います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から６月１８日までの５日間と決定いたしました。

議長(荒道
鶴造君)

日程第３、この際、報告第１号 平成１０年度階上町一般会計繰越明許
費繰越計算書報告についてから、議案第１１号 人権擁護委員の候補者に
推薦する者につき意見を求めることについてまでの１４件を、一括上程い
たします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
階上町長 正部家佑介君。

町長(正部
家佑介君)

本日ここに、平成１１年第６回階上町議会定例会の開会するにあたり、
議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。
す。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供し、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

報告第1号 平成10年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成10年度で定めました、介護保険関連サービス基盤整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業、大蛇地区漁業集落環境整備事業、登山口・石倉線道路改良事業、石鉢・神子沢線道路改良事業及び道仏小学校新增改築整備事業に係わるもので、平成10年度において完成が困難となったものについて、平成11年度に繰越いたしましたので、ご報告するものであります。

報告第2号 平成10年度階上町漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成10年度で定めました大蛇地区漁業集落環境整備事業費のうち、3,962万円を平成11年度に繰越いたしましたので、ご報告するものであります。

報告第3号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本案は、平成10年度で定めました地域振興券交付事業を引続き実施するため、平成11年度へ繰越いたしましたので、ご報告するものであります。

議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の所得割額、均等割額及び平等割額をそれぞれ改定するため、提案するものであります。

議案第2号 階上町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の改正により、他市町村に居住する保育に欠ける児童を受け入れる体制整備を図るため、提案するものであります。

議案第3号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、労働関係法令の改正に伴い、所要事項の整備を図るため提案するものであります。

議案第４号 平成１１年度階上町一般会計補正予算第１号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から４，７９０万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を５６億７，２０９万６千円とするものであります。

それでは、第１表の歳入歳出予算補正の主なものについて、順次ご説明申し上げます。

まず歳入であります。県支出金は、大蛇地区漁業集落環境整備事業費補助金５，２５６万４千円を減額補正するものであります。

委託金は、中山間地域総合整備事業委託金３９４万５千円を追加補正するものであります。

諸収入は、町防災行政用無線移設補償費６１万６千円を追加計上いたしました。

次に歳出の主なものについてご説明申し上げます。

まず、各款にわたる給与費等の人件費は、４月の人事異動に伴い所要の額を計上したものであります。

総務費には、庁舎トイレ改修工事請負費７７万７千円、登切小跡地整備委託料１４８万７千円、階上町総合振興計画策定委託料５２５万円、活性化施設概要計画策定委託料３０万円等を追加計上いたしましたが、階上岳整備計画策定委託料２，０６８万５千円等を減額しましたので、増減合わせて１１９万２千円を追加補正するものであります。

農林水産業費は、放牧場管理運営費４７万１千円、中山間地域総合整備事業費６９９万１千円等を追加補正いたしましたが、漁業集落環境整備事業費７，５４５万８千円等の減額がありましたので、増減合わせて７，９９８千円を減額補正するものであります。

土木費は、土木総務費並びに道路新設改良費合わせて３３２万９千円を追加補正するものであります。

消防費は、町防災行政用無線ソフト改修委託料として、１０１万５千円を追加補正するものであります。

教育費は、日本体育・学校健康センター負担金１９万円、総合運動公園計画審議会委員報酬４６万３千円を追加し、増減合わせて６５０万円を減

額補正するものであります。

諸支出金については、光のふるさと創造事業基金費 3, 4 0 0 万円を積立てするものであります。

予備費は、3 3 万 8 千円を追加し、1, 6 2 4 万 3 千円といたしました

議案第 5 号 平成 1 1 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の総額に、歳入歳出それぞれ 8, 0 8 7 万 4 千円を追加し歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2 億 1, 2 5 6 万 4 千円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金 5, 2 5 6 万 4 千円、繰入金 5 4 1 万円町債 2, 2 9 0 万円を、それぞれ追加補正いたしました。

歳出の主なものとしましては、工事請負費に 8, 0 8 6 万 8 千円を追加し、汚水処理の供用開始に向けて、排水施設工事及び緑地広場施設工事を施工するものであります。

議案第 6 号 土地の売払いについての一部を変更することについて、ご説明申し上げます。

本案は、町有土地の住宅用地売払いについて、所在、面積及び売払い金額を変更するため提案するものであります。

議案第 7 号 大蛇漁港漁業集落環境整備事業工事請負の一部変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、管路工 6 6 メートル、舗装工 4 0 5 メートル等を増工し、施工するものであります。

議案第 8 号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、平賀地区伝染病隔離病舎事務組合及び弘前地区伝染病院組合が平成 1 1 年 3 月 3 1 日に解散し、西北五精神薄弱児施設組合が、同年 4 月 1 日に西北五広域福祉事務組合に名称変更し、つがる西北五広域連合が同月 2 2 日付けで加入申請したことにより、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び同法 2 9 0 条の規定により提案するものであります。

議案第 9 号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、西北五精神薄弱児施設組合が平成 1 1 年 4 月 1 日に、西北五広

域福祉事務組合に名称変更したことにより、地方自治法第286条第1項及び同法290条の規定により提案するものであります。

議案第10号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、階上町監査委員を議員のうちから上山博一氏を選任したいので同意を得るため、提案するものであります。

議案第11号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、一人の委員の任期が、平成11年7月31日をもって満了するので、後任の委員の候補者を推薦することについて、意見を求めるため提案するものである。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましてのご質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり御議決並びにご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（荒道
鶴造君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第4、請願第1号 食料・農業・農村基本法と関連施策の決議及び政府への意見書提出を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条の規定により、産業経済常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、産業経済常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、日程第5、陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める陳情書から、日程第7、陳情第3号 30人以下学級実現を求める陳情書までの3件を、一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております陳情３件については、会議規則第３９条の規定により、教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第１号から第３号については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日６月１５日は、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日６月１５日は、休会することに決定いたしました。

次の開会日時は、６月１６日午前１０時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

（散会 午前１０時２０分）

平成 1 1 年第 6 回階上町議会定例会会議録 (第 2 号)

招集年月日		平成11年6月14日							
招集の場所		階上町議会議場							
開閉会日時		開 議	平成11年6月16日 午前10時00分				議 長	荒 道 鶴 造	
及び宣告		散 会	平成11年6月16日 午前10時49分				議 長	荒 道 鶴 造	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠席議員 別 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議番号	氏 名		出席等別	議番号	氏 名		出席等別	
	1	高 松 久美子		○	2	石 川 清 人		○	
	4	土 橋 信 夫		○	5	郷 州 公 典		○	
	7	松 森 高		○	8	佐 京 登		○	
	10	大 前 典 男		○	11	桑 原 一 夫		○	
	13	阿 部 敏 秋		○	14	浜 谷 豊 美		○	
	16	松 倉 正 美		○	17	田 端 清		○	
会議録署名議員		3 番		山 田 恵 治		4 番		土 橋 信 夫	
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長		高 橋 信 一		総務課長補佐		上 博 文	
		庶務係長		田 中 昇					
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長		正部家 佑 介		助 役		中 村 禮一郎	
		収 入 役		伊 藤 昭一郎		教 育 長		山 本 雅 教	
		総 務 課 長		浜 谷 政 己		企 画 課 長		浜 谷 義 勝	
		税 務 課 長		松 橋 隆 巳		保健福祉課長		鳩 文 男	
		農 林 課 長		高 階 繁 雄		建 設 課 長		中 村 豊 志	
		町 民 課 長		上 沢 寿 勝		水産商工課長		中 城 功	
		中央保育所長		桑 原 定 男		出 納 室 長		池 田 隆	
		教 育 次 長		三 上 孝 八		学 務 課 長		三 上 孝 八	
		社会教育課長		林 貢		体 育 課 長		小 澤 勝	
		給食センター所長		齊 藤 博 俊		農委事務局長		工 藤 靖 夫	
		診療所事務長							
		代表監査委員		下 野 岩 男					

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 経 過 -----

開議・議長
(荒道鶴造
君)

ただいまの出席議員数は18人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

議長(荒道
鶴造君)

日程第1、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、発言を許します。
9番、畑中弘實君。

9番(畑中
弘實君)

一般質問をいたします。
ゴミ収集についてであります。ご案内のように、ゴミ処理と環境保全は、今や、全世界で考え解決していかなければならない問題であります。
特に、近代文明の発達、反面において、公害をもたらすだけに、その処理は、一人ひとりのゴミに対する理解と、協力がなければ解決しえないのであります。
このようなことから、今日、各自治体ともゴミ減量化、リサイクル、環境問題等に積極的な取り組みをしておることは、御案内のとおりであります。
そして、特に、最近におきましては、ゴミ焼却から発生するダイオキシンが、人の健康や生活環境に大きな影響を及ぼすことがわかり、この問題が社会問題化し、厚生省においては、基準値の見直しをせざるを得ない状況になってきております。
さて、このような動きの中において、我が階上町のゴミ収集は、時代にそぐわない状態になっていると思うのであります。
ご承知のように、現在、階上町は、下宿やアパートの多い、大学通り周辺の蒼前西地区は、燃えるゴミ収集を、週2回行っておりますが、その他の地区は、週1回だけであり、今、多くの地区から週2回にすべきだと、要望が強くなってきております。
特に、これから夏場において、生ゴミを1週間、家庭に保管することは衛生上においても、問題があります。
また、一週間に一度の収集は、ゴミの量が多くなりすぎ、入りきれないと、犬やカラスが、これを散乱させ、また、側溝に詰まらせるなど、弊害を一層増加させる原因になっております。

今更、申すまでもなく、階上町は、人口増と共に振興住宅地が拡大しつつあります。

そして、八戸等から階上町に住所を移した住民は、なぜ、燃えるゴミを週2回、収集出来ないのだと、不満を募らせております。

ゴミを共同処理している八戸においては、燃やせるゴミ収集がほとんど全地域で、週2回行われております。

そして、燃やせないゴミも、週1回の収集です。

また、資源ゴミ、すなわち、「ビン、缶」「新聞紙、古布」「雑誌、チラシ、段ボール」の収集についても、詳細を定め、「図示」化し、集積所に表示しております。

また、各家庭には、カレンダー付きで、「ゴミの正しい出し方」等配付しております。

そして、更に、この6月定例会には、ゴミ焼却で発生する、煙害や、大気汚染に対する苦情が、市民の間で急増していることから、「塩化ビニール樹脂」「発砲スチロール」「ゴム」「廃油、その他」を簡易焼却してはならないと、言う罰則規定まで設けた条例を提案しております。

そこで、このようなことを踏まえ、以下お伺いいたします。

1つは、燃えるゴミ週2回、収集区域の拡大を図る考えはないか。

私は、町民が、毎日の生活で困っていることを、解決していくのが、行政の役割であると考えます。

ゴミ週2回、収集区域の拡大は、経費の増大になりますが、しかし、今時代の要請は、家庭でゴミを燃やすことが、大きな問題になっていることを、お考えいただきたいのであります。

町といえども、ゴミの排出量は、市と変わりがないはずであります。

今、住民が強く望んでいる、燃えるゴミ週2回について、所見を求めます。

第2は、燃えるゴミ収集、週2回実施した場合の所要経費について、その見込み額をお示し願います。

第3には、当面、石鉢地区全域と赤保内地区でもみどり団地など、団地化が進み、住宅が密集している地域から週2回の収集を実施し、以後、全地域週2回収集をする考えはないか。

第4に、八戸市等のようにゴミ集積所に、分かりやすいゴミの出し方の表示板を掲示する考えはないか。

以上について、明快率直なるご答弁を期待し、この壇上からの質問を終わります。

議長（荒道
鶴造君）

町長、 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

畑中議員のご質問にお答えをいたします。

もっとも町民生活にとって、関心のあるといいますか、ゴミ問題のご質問なわけですが、その認識につきましては、まったく同感でありまして、同感であります。

いずれ、生活レベルの向上、生活様式の多様化と言うんでしょうか、そういうことにともなって、ごみの量も増えてきてると、いうことでありますし、また、いわゆる、プラスチック系と申しますか、ゴミの、その質も大きく変わってきていると、こういう中で、各家庭にとりましても、でありますし、また、行政にとりましても、大きな課題でありますし、また、避けて通れないことだと、こう思っております。

今までは、燃えるゴミ等については、家庭でなるべく処理していただきたいと、いうふうなことだったわけでありますし、また、他町村では、家庭用の焼却器、焼却炉といいますか、焼却器の導入に補助を出している例もあった。

そういうふうに、自分で処理していただくというふうなことが多くおこなわれてきたわけではありますが、さきほど、畑中議員のお話のとおり、ここ数年、ダイオキシンの発生が問題となってきてる、大きな問題となってきてると、いうふうなことから、焼却をどんどんすすめてくださいと、行政ですすめられない、こういう状況になってきているんだと、こう思っております。

今後は、さっきもお話のとおり、特にダイオキシンの発生の問題が出る、こういう状況でありますから、プラスチック類の物は、各家庭で、とにかく燃やさないようにお願いをしていきたいと、いうふうに思っております。

それで、このような状況でございますか、を考えますと、一部地域の問題としてではなくって、町内全域について考えていかなくてはいけない問題だと、こう思っております。

ここで、町内全域について、実施する考えはあるか、ないのかというふうなことであるわけですが、大きな予算も伴うというふうなことから、慎重な検討を加えて、検討が必要だこう思っております。

いずれ、ゴミ問題は、行政だけでなく、各家庭の方々のご協力、ご理解も必要なことなわけですが、何よりも、何よりも大事なことは、ゴミ

の分別収集等の推進によりまして、経費の節減、これに努めること、そして、ゴミの減量化、これは、今、ゴミの有料化も言われてる中でありますから、なんとか、ゴミの減量化も推進をしていきたい、お願いをしていきたい、そう思います。

そして、町民の皆さんと共に、きれいで快適な町づくり、これに努めていきたい、いうふうに思っております。

ゴミ集積所に分かりやすいゴミの出し方の表示板を掲示する考えは、ないかということにつきましては、来年度から分別基準適合物7品目を分別収集することになっておりまして、そのために、趣旨、徹底を図るために設置をする予定であります。

以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

畑中弘實君。

9 番（畑中
弘實君）

さきほどのご答弁、私は、生活のなかでゴミとは、毎日お付き合いしなければならぬわけでございますけれども、同感である、というようなことでございますが、週2回行なえるのか、と言うのは、私、さきほど、拡大を図る考えはないか、ということでございますので、特に、密集地というか、団地化されている所、石鉢地区、線引きされておりますけれども、東地区についても、どんどん住宅地も増えておりますし、私も、何度も回って見ましたが、どうして、この線引きされた方だけ2回なのかと、それから赤保内地区みどり団地と言いましたが、その他、沢山、団地化されております。

それらも含め、言えば、赤保内全域というようなことにもなるかと思っておりますけれども。

そのような場所から、週2回なりを進めていただけないかということですので、その辺のところ一つお願いいたします。

それと、関連ございますので、特に団地化されたところだけとは申しませんが、私も、八戸市との境界近くに住んでおります。県道を境にして、向こうは、戸数も人口も少ないんですけども、週2回なんですよね。

全域週2回というようなことでありますし、そういうようなことで、いずれは、全域にもっていかねばならない時代ではないのかなあと、いうようなことから、これを取り上げましたので、それを一つ、大分、予算の方もかかりますというような、ことでございますけれども、それらも、できるだけ早い機会に予算化できるような形で、住民の声に responding いただきたいなあ、このように思います。

さきほど、燃えるゴミは、今まで自分で処理していただいていたとい

うことでもありますけども、この、いろいろゴミの問題、新聞等ではですねえ、八戸市では、家庭で気軽に、生ゴミ、これは、野菜くず、魚の骨、内臓、肉類、穀物等ですけども、短時間に堆肥にできる、これは、機械ですけども、電動コンポストにですね、7月から100台につき補助を出すというようなことも、新聞に載っておりますし、そういうようなことで、私も、10年、11年度の環境衛生費の方の予算の方見ましてもですね、廃棄物減量等審議委員会というのがあって、そういうようなことで、こういうことも審議されればなあと、こう思いますけども、審議委員会の方みましたら、10年度は16万予算化されて、そのまま減額されているということでございますので、審議会が活動しているのか、どうか、それと、11年度8万円の予算化されておりますけども、それらを審議されるのかどうか、ということも、重ねてお答え願いたいなあと、こう思います。

それと、こうして、町内みますと、それぞれ集積所については、町内会なり、それらで、こう場所、集積ボックスですか、それらについては、作っておるようでございます。それぞれ、大きさも形も、また、ない、ただ魚網だけある場所もございますけども、そういうようなことで、大分それぞれの町内で努力し、また、監視なども交代でやったり、管理されているようでございますけども、同じような集積所にもものがあればなあと、いうようなことも考えておりますが、大分お金のかかることであり、そういうところにも、補助なりをされると、それぞれの町内、集積場所もきれいになっていくのではないかなあと、このように思っております。

こうみますと、私、今、町営でやっている、トウインクルタウン大鶴音には、立派な集積箱3つあります。大分、立派な物でございました。

行ってみたら、下はコンクリート、30センチ上げて、3メートルに、1メートル50、1メートル50というようなことで6.75くらい入るような大きな物でございます。あのような、立派なものでなくてもいいですからですね、補助なりしたら、それぞれの町内が作っていくのではないかなあと、このように考えます。

さきほどの点について、まず、先にお答えいただいてから、次、質問しますから、よろしくお願いします。

議長（荒道
鶴造君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

お答えをいたします。繰り返しになる部分も多いので、恐縮するわけですが、ゴミの収集については、もっとも町民生活にとって、身近なことですから、それぞれ、沢山のご意見あることも、また、承知しておりますし、その、様々な必要性については、畑中議員とまったく同感なわけ

ですが、その方法論、方法についてということだと思いますと、いろんな方法があるんだろうと、また、ご意見もあるだろうと、こう思います。

これは、もう、出す方法といいますか、出し方、要するに、細かな話になって大変恐縮しますが、なるべく、その日の朝出していただく等々、町民としても、やっぱり、きれいな町は、みんなで作るんだと、こういう意識を持ってやっていただくことも、この快適な町づくりのためには、大事なことだと、こう思います。

様々なご意見、お話になりましたが、今後ともご指導をいただいて、ご意見を頂戴しながら、より良い方法を、町民と、ともども考えていきたい、すすめていきたい。

収集等については、確かに、さっき状況をお話しましたように、ダイオキシン問題、様々出てるわけでありますから、そういう意味では、見直すべき時にきてるというふうな認識も持ってるところであります。

以上、答えになったか、どうかであります。それと委員会につきましては、引き続き開催してやっていきたいと、こう思っております。

以上です。

議長（荒道
鶴造君）

畑中弘實君。

9 番（畑中
弘實君）

出し方等についてという、その日のうちに、今、出すように指導しているということでございますけども、私も、それぞれ回ってみました。

例えば、昨日、収集あった場所でも、今日には、もう、出てる場所もございます。そういうようなことで、これは、指導が徹底してないのだろうと、思いますけども、私が一番はじめにある、週 2 回の収集区域を拡大するということについて、早急にできるのか、できないのか、できれば早い機会にお願いしたいなあとということで、これを出しているわけでございますので、それと、この、その日のうちに、というようにございすけども、環境衛生費の中にですね、私も、関連がございすので、お伺いいたしますけれども、賃金というのがありまして、59 万 9 千円、これは 10 年度は、59 万 3 千円ですか、今年は、6 千円増になっておりますけども、それについては、環境監視員ということで、賃金が支払われておりますけども、これは、線引きされていると、前に伺っております。というのは、蒼前西地区というように伺っておりましたけども、そうなのか、それを、その監視員というのは、何名で、どのような活動をされているかということも、できれば、お伺いしたいと、このように思います。

議長（荒道
鶴造君）

町民課長、上沢寿勝君。

町民課長（
上沢寿勝君

ただいまのご質問にお答えいたします。

環境監視員の件ですが、これは、週２回実施されている地区、特にアパート、下宿、そういうところを重点に歩いているわけですが、それについては、毎週１、２回歩いて報告することになってるんですが、それに対して、写真を添付して、その都度、提出しているということでございます。

いずれ、実態を、その報告をしてるわけですが、今、歩いてる方は自分の、こうすればいいのではないかという、建設的な意見も踏まえて、報告されておりますので、このことについては、仕事の上で、生かすようにして、実際、大変助かっております。

以上です。

議長（荒道
鶴造君）

９番、畑中弘實君の本件に関する発言は、すでに３回に及びましたが、会議規則第５５条のただし書きの規定により、特に発言を許します。

９番（畑中
弘實君）

今の課長さんのあれですけども、これは一人でやってるわけですか、何名ですか、ということ先に伺いましたんで、そのことについては、５９万９千円なりを、一人に支払いして、監視していただいてるわけですね。

別な地区、２回でない場所でもですね、それぞれが、班なりを決めて奉仕ですよ。そういう形で監視したり、指導している、あと一つ、委員がありますよね。減量推進委員ですか、そういうふうな方々が、その班の方々が、一生懸命やってるわけですね。そこだけが、５９万９千円必要なのか、どうかということですね、全域であってもいいのではないかなあと、この図面見ますけども、そんなに広い面積でもございませんので、それと、さきほど、審議会が、去年は１６万円なりで、そのまま、減額されました審議会が運営されているのか、どうかということもお伺いしたいと思います。もう３回なっておりますんで、これから、ゴミの収集、いろんなこと合わせて、減量対策が必要と思われますし、さきほど、町長さんも前向きのお答えでございましたんで、どうか、町民の声を、声としてですね、週２回の地域の拡大ということを、早い機会に実施されることを、お願いして、質問は終わりますが、さきほどのについて、ご答弁、よろしくお願い致します。

議長（荒道
鶴造君）

町民課長、上沢寿勝君。

町民課長（
上沢寿勝君

廃棄物減量等審議会の委員、大変申し訳なかったんですが、１０年度はさきほど、町長が答弁しましたとおり、１２年度からは、分別収集すると

いうことになっておりまして、その際、いろいろな角度から、皆さんから審議した上で実施すると、ですから10年度は、その必要性といいますかそれは、それなりにやって効果はあったんでしょうけれども、一応、12年度という目標があったもんですから、10年度は省略いたしました。

11年度は1回、いわゆる、秋ぐち、12年度スタートする準備段階において開催したいと思っております。

それから、もう一つ、監視員については、確かに、沢山置ければいいのですけれども、さきほど、お話ししましたとおり、監視員のご意見等踏まえてですね、いろいろこのゴミの問題について、対処してるわけですが、その意味では、ある程度は、その辺の実態を写真、或いは、実際の状況、その他、自分の考え、意見ということを、それなりに報告されておりますので、沢山あっても、ということになると、なかなか、こう財政的にも大変ですし、いずれ、一人でもなんとか、ある程度、効果は期待できると、これが現実でございます。

その他、いろいろ報償費の中に謝礼とかですね、減量等推進員報償金を計上してるわけですが、これは、西蒼前地区に限って、大変申し訳ないんですが、これは、清掃について、5人一応投入しているということ、その謝礼でございます。

推進員については、かごの整理、これは80人お願いしてるわけですが、なかなか、そのかごが、あちこちにいて、散らばっている状況がありますので、こういう方々から協力を得て、整理整頓していただいてるそのかごもですね、今朝、小舟渡の方の区長さんから、5つ全部なくなった、盗られたというか、どうにかなってですね、それも補充するということですが、いずれ、リサイクル12年度あるわけですが、そうなりますと、分別収集等、皆さんには、いろいろ、ご協力を願うわけですが、これらの委員の方々の、これから積極的な協力を得る必要があると思いますので、そういうことで一つ、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（荒道
鶴造君）

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第2、報告第1号 平成10年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告から、日程第4、報告第3号 平成10年度階上町地域振興券交付事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告については、お手許に配付したとおりであります。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。
（なしと呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、これにて報告の件は終了いたします。

日程第5、議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号 階上町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第6号 土地の売払いについての一部を変更することについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 土地の売払いについての一部を変更することについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第7号 大蛇漁港漁業集落環境整備事業工事請負の一部変更契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 大蛇漁港漁業集落環境整備事業工事請負の一部変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第10、議案第8号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてから、日程第11、議案第9号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の変更についてまでの2件を、一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

(なしと呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてから、議案第9号 青森県市町村職員退職手当等組合規約の変更についてまでの件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第10号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますの

で、上山博一君の退席を求めます。

(上山議員退場)

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第10号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 階上町監査委員に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

(上山議員入場)

日程第13、議案第11号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第11号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 人権擁護委員の候補者につき意見を求めること

についての件は、これに同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日 6 月 17 日は、休会といたしたいと思いをます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日 6 月 17 日は、休会することに決定いたしました。

次の開会日時は、6 月 18 日午前 10 時からといたします。

本日は、これにて散会いたします。

(散会 午前 10 時 49 分)

平成 1 1 年第 6 回階上町議会定例会会議録 (第3号)

招集年月日	平成11年6月14日								
招集の場所	階上町議会議場								
開閉会日時	開 議	平成11年6月18日 午前10時02分					議 長	荒 道 鶴 造	
及び宣告	散 会	平成11年6月18日 午前10時52分					議 長	荒 道 鶴 造	
応（不応）招議員 及び出席並びに欠席議員 凡 ○出席 △欠席 ×不応招 ◎公務欠席	議席号	氏 名	出席別	議席号	氏 名	出席別	議席号	氏 名	出席別
	1	高 松 久美子	○	2	石 川 清 人	○	3	山 田 恵 治	○
	4	土 橋 信 夫	○	5	郷 州 公 典	○	6	上 山 博 一	○
	7	松 森 高	○	8	佐 京 登	○	9	畑 中 弘 實	○
	10	大 前 典 男	○	11	桑 原 一 夫	○	12	木 村 勝 彦	○
	13	阿 部 敏 秋	○	14	浜 谷 豊 美	○	15	平 戸 茂 雄	○
	16	松 倉 正 美	○	17	田 端 清	○	18	荒 道 鶴 造	○
会 議 録 署 名 議 員		3 番	山 田 恵 治			4 番	土 橋 信 夫		
職務のため議場に出席した者の職氏名		議会事務局長	高 橋 信 一			総務課長補佐	上 博 文		
		庶務係長	田 中 昇						
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名		町 長	正部家 佑 介			助 役	中 村 禮一郎		
		収 入 役	伊 藤 昭一郎			教 育 長	山 本 雅 教		
		総 務 課 長	浜 谷 政 己			企 画 課 長	浜 谷 義 勝		
		税 務 課 長	松 橋 隆 巳			保健福祉課長	鳩 文 男		
		農 林 課 長	高 階 繁 雄			建 設 課 長	中 村 豊 志		
		町 民 課 長	上 沢 寿 勝			水産商工課長	中 城 功		
		中央保育所長	桑 原 定 男			出 納 室 長	池 田 隆		
		教 育 次 長	三 上 孝 八			学 務 課 長	三 上 孝 八		
		社会教育課長	林 貢			体 育 課 長	小 澤 勝		
		給食センター所長	齊 藤 博 俊			農委事務局長	工 藤 靖 夫		
		診療所事務長							
		代表監査委員	下 野 岩 男						

議 事 日 程 別紙のとおり

会議に付した事件 別紙のとおり

----- 会 議 の 結 果 -----

議長（荒道
鶴造君）

ただいまの出席議員数は、18人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議案第4号 平成11年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

7番 松森蒿君。

7番（松森
蒿君）

一つ、お尋ねいたします。予算の科目、7番、総合運動公園の整備事業の関連について、お尋ねいたします。前回は15万5千、3月の定例会にもったわけでございます。今回は、46万3千円となっておりますが、その内容を一つ、ご説明お願いしたいと思います。

議長（荒道
鶴造君）

体育課長、小澤勝君。

体育課長（
小澤勝君）

ただいまの松森議員のご質問にお答えします。
今回46万3千円、報酬を補正計上いたしましたが、その内容でございますが、今後運動公園の整備計画を進めるに当たりましてですね、十分にご審議をいただきたく、3回分でございますが、3回を、お願いを申し上げたものでございます。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

7番 松森蒿君。

7番（松森
蒿君）

今、ご説明があったとおりでございますが、その内容は、おそらく、今日までたどって来た中で、本当にそれが、今後進行するのか、また、ここ

で低迷して、また、なんと言うか、この遺跡の問題、様々関連してきたわけですが、審議会の内容、お話を聞くと、審議会の内容が、審議会があったと、その内容は、どのような内容であったのか、それと、また、今後、遺跡が出た、出の中でどのくらいの、もし、経費が必要とするのか一つ、この2点をわかったらお願いしたいなあと思います。

議長（荒道
鶴造君）

体育課長、小澤勝君。

体育課長（
小澤勝君）

お答えをいたします。

さきの審議会のことですか、第1点目のことですが、6月7日、審議会を開きまして、組織会を行い、会長、副会長を選任いたしました。そしてその後、これまでの経過につきまして、委員の方々にご説明を申し上げ、現時点、あるいは、これからの整備計画の推進につきまして、それぞれ、ご意見をいただきました。

ご意見の内容といたしましては、現在、遺跡の関係もございます。

それらの状況とか、あるいは、また、場所の変更のご意見とか、様々、そういう感じのお話がありました。

それから、第2点目の発掘の関係でございますが、発掘するに当たりましては、現時点で分かっている範囲ですと、期間、これは、調査員一人の想定したものでございますが、期間13、4年、金額におきまして3、4億円が推定されて、現在はおります。

以上です。

議長（荒道
鶴造君）

7番、松森蒿君。

7番（松森
蒿君）

お話を聞くと、これからの見通しは、暗いような感じがいたします。

そして、この場所の、さきほど、審議会の中で、場所の移動というか、場所替えも考えてるお話もあったんですが、とにかく、町民も、我々もこれを早く解決することをお願いしたいわけでございます。

とにかく、平成2年の5月の25日に発足以来今日まで、3月の定例会にもお話があったとおり、本当に町民の方々も、大変残念なことだと思っております。私もそのように感じております。

ただ、調査員の1名か、いくらかでそのような形をとると、まだまだ、これからさきに、見通しは暗いんじゃないか、どっちみちやるのだったら沢山、2、3名か、10名でも良いから、もう少し増やして、予算も増や

して、それにやった方が、私は良いではないのかなあと、そうすれば、計画も、自ずから短くなるのではないのかなあ、そう思います。

どうか一つ、予算も沢山もっても、私は、そんなに過言ではないのかなあと、ただし、先の見通しのよいもの、また、暗いもの対しては、その答えを早めに出すのも、一つの、審議会の中の考え方ではないのかなあと、私は、そう思います。どうか一つ、町民に対しても、胸を張って、これはこういう形に出るから、こういう内容だと、こういうことを一つ、心がけてほしいなあと、そう思います。

以上、私の質問終わります。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに質疑は、ありませんか。

15番、平戸茂雄君。

15番（平戸
茂雄君）

15番、ただいま、松森議員が質問をしたのと同じ問題なんですけれども、審議会が、今月の7日に開かれたということなんです、この審議会なるものは、意味はどういう内容、条例で定められておるものか、そのところ、課長さん、説明していただきたいと思います。

議長（荒道
鶴造君）

体育課長、小澤勝君。

体育課長（
小澤勝君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

審議会の設置条例でございますが、第1条におきましては、運動公園の整備計画を推進するため置くと、審議会を置きますと、こういうようになっております。

そして、第2条におきましては、審議会は、公園の施設の整備計画について、町長から諮問された事項について、調査及び審議をし、答申するとこういう設置の目的及び所管事務となっております。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

15番、平戸茂雄君。

15番（平戸
茂雄君）

町長さんにお尋ねしたいと思うんですが、去年の12月でしたか、ちょっと、度忘れをしたんですが、今年度中に、総合運動公園の前に進むか、見直すかという、今年度中に、それを決着をつけたいと、いうことでございましたが、ただいまの審議会が開催されたという、設置されたということで、それが、運動公園が、遺跡の問題を解決して、これから整備するん

だということで、この審議会をつくったのか、どうか、町長さんにお尋ねいたします。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

平戸議員のご質問にお答えをいたします。

町には、階上町総合運動公園計画審議会設置条例というのがあることはご承知のとおりなわけですが、この中の第1条におきまして、階上町の総合運動公園の整備計画を推進するため、地方自治法第180の4第3項の規定に基づき、階上町総合運動公園計画審議会を置く、となっております。

ですから、それに基づいて置いた、ということではありますが、今後につきましては、今までも、様々、3月議会におきしても、ご審議をいただいたわけではありますが、平成11年度におきまして、その方向、方針を定めたい、今、盛んに、そういう意味では、いろんな角度から検討してる最中だと、いうことでございます。

以上です。

議長（荒道
鶴造君）

15番、平戸茂雄君。

15番（平戸
茂雄君）

ハイ、15番。この条例から見れば、なんとなく目処のたたないものに対して、第2条には、施設の整備を進めるための審議会なんだと、いうことなんです。

第1条でも、総合運動公園の整備計画、整備をするための審議会だと、私は、解釈をするんですが、これから、12年も15年も目処のたたないのに、なんで、この計画審議会が必要なのかなあと、私、ちょっと、疑問に思うんですが、あるいは、いろんな設備を整備するための、町長さんが委員会に諮問するんだということなんです、なんとなく、この条例から見ますと、全然、目処のたっていないものに、整備計画の審議委員も、何も必要でないのではないのかなあ、という気がするんですが、そこら辺、もう一度、お願いします。

議長（荒道
鶴造君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

なんとなく、お答えしにくいご質問なわけですが、私自身は、大変、総合運動公園というのは、重要で、なおかつ、予算面でも大きくかかるわけでありまして、また、重要な時期にさしかかっていることは、間違いないところでありまして、そういう中で、十分にご審議をいただきたい、そして広くご意見をいただきながら、進めていきたいと、こういうことでありまして、条例の上でも置くとなっておりますから、それに基づいて置いたというふうなことで、平戸議員の質問の答えになってるかどうかではありますが、私自身は、審議会は必要だと、こういうふうに認識をしております。

以上です。

議長（荒道
鶴造君）

平戸茂雄君の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

15番（平戸
茂雄君）

ハイ、そうしますと、この審議会で、その運動公園をそのまま進める、その土地で進める、その場所で進めるか、それとも別な場所に移すんだとか、ということを審議するということですか。

そうでなければ、なんにも、今、運動公園の設備計画とか、そういうのが出来ないのに対して、この審議会を作るということは、私は、ちょっと納得出来ないんですが、そうすれば、この審議会の中で、その場所に対して、ここは、不適當だからよそに移すんだとか、そういうのを審議するのか、そうでないと、ちょっと、納得できないんですが、予算も、整備も出来ない、10年も15年も整備が出来ないというのに、なんで整備計画の審議委員というのが、必要なんですか。

この審議委員で、その場所の選定とか、そういうのを話し合い、審議するということですか。

そうでなければ、私は、この審議会というのは、ちょっと、的はずれてると、思うんですが、私ばかりでしょうかなあ、ちょっと、予算も持てないような状態、例えば、そこを整備出来ない、そこで出来るか、出来ないか、10年も、15年も先にならなければ、目処がつかないというところに、計画審議会とか、なんとなかって、いうのあってしかるべきだと思いますか。

私は、違うと思いますよ。その審議会で、その場所の選定とか、その見直しとかいうのを審議するっていうのであれば、確かに良いと思いますけれども、今まで、出来てる審議会の設置条例、この条例の中から見ますと私は、これは、適當でないと思います。これは、ちょっと、何、おかしい助役、私、言ってるの間違ってますか、なんで笑うの、人をこばかにしたような、なんで、そんなことするの、笑ってません、て、人をこばかにし

たような、そんなことしなくたっていいでしょう、そんなことしないで、ちゃんと、質問に答えたらいいでしょう、なんで、にたくた、人をこばかにしたように笑うのすか、何でもない、ちゃんと、あれしなさいよ、人をこばかにしたような態度とるなというの、間違ったら、間違っただ指摘したらいいでないすか。なんだ、その、人を笑うような、こばかにしような笑みを浮かべて。

町長さん、そういうことで、私は、この審議会というのは、適当でないと思いますので、もう一度、ご答弁願います。

議長（荒道
鶴造君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

平戸議員のご質問にお答えをいたします。

審議会そのもの、こういうふうな、状況でありますから、様々な受け止め方がおありでしょうと、こうは思いますが、いずれ、促進をしていきたいという姿勢には変わりがございません。

そういった意味で、あらゆることについて、ご意見を、ご審議をいただく。重要なことありますから、そういうことで、なんとかご理解をいただきたいと、こう思っております。

また、その方針、方向については、今年度いっぱいには、町としての姿勢を、はっきりと出して進めていきたい、そのために、十分なご審議をいただくために、この3回ですか、の予算を、お願いを申し上げたところであります。以上です。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑ありませんか。

6 番、上山博一君。

6 番（上山
博一君）

過去どのような、運動公園について、どのような討論なり、議論がなされているかわかりませんが、ただいま、町長のほうから推進する方向で検討していくと、いうお話があったわけですが。

私はですでね、実は、ただいままで、どのようにこれが進んでいるか、見当がつかないでおったわけですが、この審議会も、平成2年に条例が制定されまして、平成4年には、総合運動公園の基本設計が出てまいりましたと。

約10カ年計画でスタートしたと思いますが、多くの町民は、もう、そろそろ完成するところではないかと、いつオープンして、町民に、この施設が提供されるのであるかと、このようなことが、たまたま、話題になっ

ておるわけです。私は、今まで、もちろん、強力に推進することで進めていたのではないかと思います。さきほどの、議員と町当局とのやりとりをみておりますと、なんだか、進むのか、進まないのかという気がしておるわけですが、私の手許にある平成9年度の決算書は、この審議会の報酬ゼロ円と、ということは、1回も審議会が開かれていないということなわけです。

聞くところによりますと、10年度も開かれていないと、今年度、平成11年度入って、すでにもう1回開かれていると、更に、あと3回ということに予算要求はされてるわけですが、この3回ですね、何を、どのように審議しようとしているのか、やはり予算要求するには、まだ、はっきりした、具体的なものがなくても、構想はあると思います。

3回、最後の4回目で何か結論出そうとしてるのか、どうか、分かれば具体的に、お答えをいただきたいと、こういうふうをお願いいたします。

議長（荒道
鶴造君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

上山議員にお答えをいたします。

今、ご指摘のとおりなわけですが、大変、運動公園については、ほとんど、繰り返しになりますからですが、遺跡が出たというふうなことから、足踏み状態であることは、もう、間違いないところ、そして、3月議会においての議論等もあったわけですが、いずれ、大事なことでもありますし大事な時期にさしかかっている、そして今年度、なんとか方針を、方向を定めていきたい、そういう場合に、この状況を踏まえますと、いろんな角度から検討をし、そうしますと、いろんなことも想定されるだろうと、いうふうなことでありまして、施設の内容等含めて、含めてですよ、このご審議いただく、ご意見を頂戴する、十分な期間をとってて言いますか、そういうふうなことで、確かに、もう重要な時期にさしかかっている、こう思っておりますし、また、繰り返しになりますが、お話しましたとおり、今年度中に方針、方向を定めたい、このために、3回程度、3回の審議会予定としてであります。予算を、お願いを申し上げたい、こういうことでありますから、なんとか、ご理解をいただきたい、というふうに思います。もちろん、今、様々、審議の過程でお話あってるわけですが、それらのご意見も踏まえながら、執行に当たっては、やっていきたいと、こう思います。よろしく、どうぞ、お願いいたします。

議長（荒道
鶴造君）

6番、上山博一君。

6 番（上山
博一君）

大変、ていねいな答えありがとうございます。そうしますと、ある方向 定めたいと、そのためには、十分な審議をしたいと、予算の方もよろしくと、いうことであるわけですが、進むというわけでもないし、場合によると、中止なり、見直しということも視野に入れての、ご審議を、審議会の方に答申を、依頼すると、答申といいますか、お答えを依頼するというようなこと、白紙の状態で、審議会の方に問いかけるということでしょうか、その辺を、よろしくお願いします。

議長（荒道
鶴造君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

この微妙な質問でありまして、お答え、なかなかしにくいわけですが、大変、遺跡が出た等で、正直いって、当初、予想しない事態ということで困惑してることは、もう、確かなわけではありますが、私の立場からいくと今、現時点で申し上げれば、なんとか、総合運動公園は、スポーツの振興或いは、これからの高齢化社会考えますと、町民の憩いの場として、そして、健康づくりのために必要な施設である、こう思っております。

ただ、その内容につきましては、様々、時代の変化とともに、といえますか、この内容等につきましても、十分な審議をお願い申し上げたい。

そのためには、町として姿勢が決まりますと、方針が決まりますと、諮問を申し上げる、そうしますと現地を、じゃあ、どの辺を、例えばですね現在の場所をやるとすれば、どういう状況なのだと、いうふうなことなども考えられます。

そうすると、現地を、審議会の委員の方々が、視察をされる、その結果で、また、審議をして、ご意見を頂戴する、こういうふうなこと等も想定されますので、予算としては、3 回分、お願いを申し上げたい。

さっきも、申し上げましたが、審議の過程で、様々お話出しました。

その辺のところも、当然のこととして、念頭において執行いきたい、こういうことですから、ご理解をいただきたいと。

以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに、質疑ありませんか。

11 番、桑原一夫君。

11 番（桑原
一夫君）

11 番、桑原。二点お伺いたします。

まず第 1 点は、運動公園のことですけれども、何回も、町長さんも繰り返しになると思うんですけども、用地選定委員があって、場所を決定しまして、その整備、施設計画を図るために審議会が設置されました。

そういう中で、いろんな経過があったわけですが、条例に基づいて町長さんが、何を、今、諮問しようとしているのか、というのが、一番大事なことではないでしょうか、と思います。

そのまま進めていくということで、諮問するのであれば、それなりの審議会が機能を果たしていくと思います。

ただ、それが、この場所に進むか、進まないかというのが決まらない中で、施設整備を推進するということは、無駄なことに、後でなるかも知れません、と思います。

一番先に決定しなければならないのは、今までの経過からいって、この場所で良いのか、また、見直しをするのかという決断が、一番最初に、必要なのではないのでしょうか。

これは、もう2年前から一般質問等でも、私は、お伺いしてるところでございます。

今までの経過からすると、まず、この決断を町長さんがすべきことではないのかなあと、私は、そのように思います。

審議会の方々、委員の方々に、町長さんがどういう諮問をされるかわかりませんが、今までの経過を、一番良く知って、一番決断できるのは、町長さん並びに役場の関係した方々ではないかと、私は、このように思っております。

そこのところを、町長さんのお考えをお伺いいたします。

あと、もう一点でございますけれども、企画費自治振興費、階上岳整備計画委託料2千685千円減額になっております。

この内容については、若干、協議会等で説明ありましたが、理事者と議会というものの考え方から、ちょっと、お伺いしたいんです。

この予算に関連しまして、と申しますのは、3ヵ月前、3月定例会において、この予算を提案され、議会で審議し、可決をしたと、それが3ヵ月で、これがいらぬという大きな金額ですねえ、いらぬという理由、なぜ、たった3ヵ月でこうなるのか、あくまでも、予算は見積額ですから、その執行する状況において、変更するのは当然のことありますので、それを、とやかく言うつもりはございません。

しかしながら、なぜ、これだけ、委託料が変わるようなことになるのか3万、5万じゃないわけで、大変、大きな金額なわけでございまして、中身については、一応、了解してるつもりですので、説明はいりませんが、ただ、理事者と議会に対する考え方として、基本的な考えを、お伺いしたいんです。

今までも、予算をもって、ほとんど使わないで、最後に減額したということが、昨年度の計画審議会、運動公園計画審議会の予算、それから、

庁舎解体、それから、道の駅の改造と、という、なんか予算計上して、審議して、可決をしていただきながら、最後には、それがなされないで、減額修正になってる経緯が多々あるように感じておりまして、そうしますと提案されたものを議会が審議し、その執行を見守っていくという、そのお互い、両輪としての立場からいきますと、なんか、最近、こういうふうな提案されながらも、それが執行出来ないでいく機会と、いうのが多々あるような気がいたしますので、そここのところの基本的な考え方をお聞かせいただければ、ありがたいと思います。

議長（荒道
鶴造君）

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

桑原議員のご質問にお答えをいたします。

町長が決断すべきが、すること、これが、もっとも大事なのではないかというご指摘はそのとおであります。

ただ、いろんな状況がといたしますか、このような状況にあるものですから、3月議会でも申し上げましたように、この時間を頂戴して、今年度でその方針、方向を定めたい、いうふうなことでお話をしてるわけですが、いずれ、広い意味でのご意見を頂戴しながら、方向、方針を定めていきたい、いうふうに思っております。

繰り返しになるので恐縮いたしますが、そういうふうなことで、なんとか、この予算については、お認めをいただきたい、こう思います。

また、自治振興費の方につきましては、ご指摘のとおりわけでありますから、今後、十分に留意して、予算編成に当たっては、心がけていきたいと、こう思っております。

以上であります。

議長（荒道
鶴造君）

11番、桑原一夫君。

11番（桑原
一夫君）

11番、桑原。運動公園の方でございまでも、一応、具体的に、何を諮問されて、どういう審議がされるかということ、議事録をですね、おとりいただきたいことを、この場で要望をいたします。

以上です。

議長（荒道
鶴造君）

町長、正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

今のご質問は、諮問した場合の審議の内容についての、わかりました。

議長（荒道
鶴造君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第４号 平成１１年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長（荒道
鶴造君）

日程第２、議案第５号 平成１１年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論は、ありませんか。

（なしと呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第５号 平成１１年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（荒道
鶴造君）

日程第３、請願第１号 食料・農業・農村基本法と関連施策の決議及び政府への意見書提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。
産業経済常任委員長。

9 番（畑中
弘實君）

本委員会に付託されました、請願第 1 号の審査結果について、ご報告いたします。

お手許に配布されております、請願審査報告書のとおり委員会において全員異議なく採択と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（荒道
鶴造君）

以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

請願第 1 号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、日程第 4、陳情第 1 号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める陳情書から、日程第 6、陳情第 3 号 30 人以下学級実現を求める陳情書までの 3 件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。
教育民生常任委員長。

6 番（上山
博一君）

それでは、報告いたします。

本委員会に付託されました、陳情第 1 号から第 3 号までの審査結果について、ご報告いたします。

お手許に配布されております、陳情審査報告書のとおり、委員会においては、全員異議なく採択と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（荒道
鶴造君）

以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号から第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号から第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

この際、日程第7、意見書案第1号 食料・農業・農村基本法及び関連施策への意見書から、日程第10、意見書案第4号 30人学級の早期実現に関する意見書までの4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号から第4号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

意見書案第1号から第4号は、これを可決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第4号は、これを可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書の提出につきましては、議長に一任願いたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

平成11年度における、本町議会議員の研修視察及び陳情等に対する旅行命令は、予算の範囲内において、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この件については議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程等の議会運営委員に関する事項及び諮問に関することについて、会議規則第39条の規定により、議会運営委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会付託の件は、付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました件につき、委員長から会議規則第75条の規定により閉会中も引き続き審査したい旨の申し出がありますが、これに付することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 正部家佑介君。

町長（正部
家佑介君）

町議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る6月14日開会の、平成11年第6回町議会定例会も本日をもって閉会となるわけですが、ご提案申し上げました議案につきましては全議案、原案のとおり議決、承認をいただき誠にありがとうございます。

審議の過程で、貴重なご意見等をいただいたわけですが、これらのご意見につきましては、十分に留意して執行に当たりたいと、こう思っております。

議員の皆さんのご健勝、ご活躍をお祈りいたしまして、閉会に当たりましての、ごあいさついたします。ありがとうございました。

これにて、平成11年第6回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午前10時52分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階 上 町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員